

Title	小特集 : NPOとフィランソロピーの経済学
Sub Title	序 Preface
Author	塩澤, 修平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2000
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.92, No.4 (2000. 1) ,p.679(17)- 680(18)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小特集 : NPOとフィランソロピーの経済学
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20000101-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20000101-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 小特集：NPO とフィランソロピーの経済学

近年、NPO（non-profit organization：民間非営利組織）や営利企業によるフィランソロピー（社会貢献活動）など民間非営利セクターの活動が世界各国で大いに注目されている。民間非営利セクターは、社会システム全体のなかでは、政治機構とともに、営利活動に基づく市場機構を補完する役割を果たしており、市場機構では十分に供給されない社会的ニーズを正しく把握し、分野によってはもっとも効率的に必要な財・サービスが供給できる経済主体として期待されている。人々の価値観の多様化と社会の複雑化を背景に、その重要性はますます高まってきているといえよう。

また我が国では、特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする「特定非営利活動促進法（NPO法）」が1998年3月25日に公布され、同年12月1日に施行された。そこで残された主要な課題は以下のふたつである。(1) 優遇措置：優遇税制のあり方については、「施行の日から3年以内に検討する」とある。(2) 民法との関係：民法の公益法人と「特定非営利活動法人」は共生する。現行民法は、私法人を公益法人と営利法人に分け、非営利法人に関する一般的規定を設けていない。

これらの課題、あるいはNPOを含む非営利セクターの望ましい在り方については、経済学、政治学、法律学などさまざまな領域の学際的な議論が必要であるが、NPOに関する客観的、科学的分析は緒についたばかりであり、制度・政策のあり方についても十分に議論がなされていない状況であった。

こうしたなかで、この分野の研究・教育における学際的な観点の重要性、および研究・教育と実務の接点の重要性に鑑み、日本NPO学会が設立されることになった。1999年3月20日～22日に慶應義塾大学三田校舎でその設立総会ならびに第1回大会が開催され、それに併せて、慶應義塾経済学コンファレンスも行われた。筆者は大会委員長を務めた関係から、そこで報告された論文、あるいはその後に報告に基づいて改訂された論文のなかで、重要と思われるものを各分野から選び、本特集として掲載する。以下、各論文の内容を簡単に紹介する。

出口（共著）論文は、ジョンズ・ホプキンス大学国際比較プロジェクトの日本チームの中間報告書である。このプロジェクトは、世界の財団の共同研究プロジェクトとして進行している画期的なものであり、第一段階では、NPOの定義、各国のNPOの経済規模の推計、歴史、法制度の研究がなされた。第二段階として、ここで紹介されている「影響力分析」と名づけられたケース・スタ

ディが実施されている。それは、NPOは本当に社会に役立っているのか、あるいは、社会的な影響力をもつのかを、徹底的にヒヤリングによって確かめようとするもので、具体的にはNPOの以下の五つの役割について確認している。(1) 公共サービスを提供する機能、(2) イノベーション機能、(3) アドヴォカシー・社会変革機能、(4) 表現、主張機能、(5) コミュニティー建設機能。この結果により、わが国のNPOの特質が、国際的な比較において明らかにされている。

田中(敬)論文では、非営利セクターに関する研究と教育のアメリカにおける現状について論じている。現実のNPOにはさまざまなものがあり、NPOであることそれ自体に意味があるわけではない。NPOについての客観的かつ批判的な議論が必要となる。そうしたことを踏まえて、ここでは大学等の機関を研究中心型、教育研究両輪型、教育訓練中心型の範疇に分け、それぞれの事例を具体的に述べ、わが国への示唆が論じられている。

山本論文は、非営利セクターを含む「成熟した市民社会」の枠組みを社会学的な観点から考察する。東西冷戦構造の解体を契機に始まった、地球規模での資金、情報、労働力など動きのなかで、国民国家の役割も変容も考慮しつつ、NPOが公共圏の形成に果たす役割を論じている。

雨宮論文は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」施行後に残された課題に対する直接的な研究成果として位置づけられる。まず税制優遇措置と公益性の概念を論じ、パブリック・サポート・テストと悪用防止の手段である中間的制裁を取り上げて検討している。公益性の高い団体は、どのように認定すればよいのかという公益性の基準として、アメリカで行われているパブリック・サポート・テストは、その団体がいかに多くの主体から支持を受けているかを測るものである。団体構成員個人に対する追徴的な課税など実効性のある制裁規定を設けることと併せて、わが国で税制優遇措置を考慮する際の公益性の認定とその運用にも有用であることが示唆される。

田中(弥)論文は、多くのNPOが直面する、資源のミスマッチについて、ミクロとマクロの双方の観点から論じている。資源提供者の多くが、NPOに到達できず、あるいはできても有効に活用されない事実は、情報の偏在や取引費用などによって説明されるが、個々の経済主体の努力を超える問題でもある。ここでは、その解決の方向性として、仲介機能を持つ社会的措置である「インターメディアリ」の設置が提示されている。

NPOやフィランソロピーなど民間非営利セクターの活動に関する研究は、まだ諸についたばかりであり、体系化や精緻化には遠い状況にある。また、民間非営利セクターの実際の活動はさまざまであり、一律には論じられにくく、情緒的あるいは感情的な議論も多い。しかし、市場機構と政治システムを補完する役割の重要性は、緒処で指摘されている通りであり、地道な客観的研究の蓄積が望まれる。本特集がその一助となれば幸いである。

塩澤修平  
(経済学部教授)